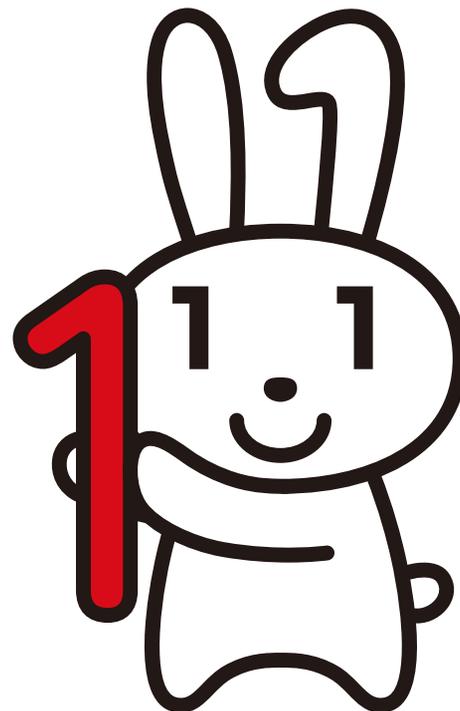


マイナンバー提供のお願い

法律により、

証券会社とお取引をされるお客様は、
マイナンバー（個人番号）・法人番号を
証券会社に提供いただく必要があります。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

■ マイナンバーとは… ■

マイナンバー（個人番号）は、日本に住民票を有する全ての方一人ひとりが持つ12桁の番号です。マイナンバー制度は、社会保障・税・災害対策の分野で公平・公正な社会の実現や行政の効率化を実現することを目的としています。

証券会社では、法律で定められた目的以外でこの番号を使用することや他人に提供することが禁じられています。また、マイナンバーの取得や保管にあたって、厳格な管理態勢を整備することが求められています。

■ 法人番号とは… ■

国の機関

地方公共団体

設立登記した法人

その他の法人等（一定の届出をした者などに限る）

企業などの法人にも13桁の法人番号が指定されます。その他の法人等のうち法人番号をお持ちでないお客様は、法人番号を提供いただく必要はありません。

※ マイナンバーを提供いただく場合には、本人確認書類の提示などの手続きが必要となります。

※ マイナンバー制度に関するご照会は、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にお問い合わせください。また、デジタル庁のホームページ（<https://www.digital.go.jp/policies/posts/mynumber/>）ではマイナンバー制度の概要やお知らせを掲載しています。

※ マイナンバーを悪用した詐欺行為にご注意ください。不審な電話などがありましたら、証券会社又は警察にご連絡ください。

日本証券業協会

デジタル庁

国税庁